

# 公益財団法人日下部民芸館

## 定 款

### 第 1 章 総 則

#### (名称)

第 1 条 この法人は、公益財団法人日下部民芸館と称する。

#### (事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を岐阜県高山市に置く。

2 この法人は、理事会の決議を経て必要な地に従たる事務所を設置することができる。

### 第 2 章 目的及び事業

#### (目的)

第 3 条 この法人は、国指定重要文化財である日下部家住宅の保存、展示公開及び管理並びに日下部家に代々伝わる古美術及び古文書の調査研究及び展示公開、民藝に関する資料の収集、調査研究及び展示公開を行うことにより、我が国の「たから」である地域の多様で豊かな文化遺産を生かした文化振興を図り、もって国民の生活に潤いと安らぎを与えるとともに、芸術文化における地域活性化に資することを目的とする。

#### (事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 日下部家住宅の保存、展示公開及び管理
- (2) 日下部家に代々伝わる古美術及び古文書の調査研究及び展示公開
- (3) 日下部民芸館の運営
- (4) 日下部家住宅を含む伝統的建造物群保存地域の町並み保存に関する協力
- (5) 民藝に関する普及
- (6) 民藝に関する資料の収集、調査研究及び展示公開
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については岐阜県において行うものとする。

### 第 3 章 財産及び会計

#### (財産の種別)

第 5 条 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする

2 別表に規定する財産は、この法人の基本財産とし、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 5 条第 16 号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産とする。

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

### (財産の管理)

第 6 条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。やむを得ない理由により基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

### (事業年度)

第 7 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

### (事業計画及び収支予算)

第 8 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類(以下「事業計画書及び収支予算書等」という。)については、毎事業年度の開始日の前日までに理事長が作成し、理事会において承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の事業計画書及び収支予算書等については、当該事業年度開始日の前日までに行政庁に提出しなければならない
- 3 前項の事業計画書及び収支予算書等については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

### (事業報告及び決算)

第 9 条 この法人の事業報告書及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照書
  - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
  - (5) 貸借対照書及び損益計算書(正味財産減計算書)の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
  - 3 第 1 項の承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
    - (1) 監査報告
    - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
    - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
    - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

### (公益目的取得財産残額の算定)

第 10 条 理事長は公益社団法人及び公益財団の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し前条 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

### (長期借入金)

第 11 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の審議を経た後、評議員会において、評議員現在数の 3 分の 2 以上の議決を経なければならない。

## 第 4 章 評議員

### (定数)

第 12 条 この法人に 6 名以上 10 名以内の評議員を置く。

### (選任及び解任)

第 13 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「一般法人法」という。) 第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員に選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は 3 親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニまで掲げる者の 3 親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。) の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること

イ 理事

ロ 使用人

ハ 他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次の団体において職員である者(国会議員及び地方公共団体の議会の議員は除く)

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人又は認可法人

3 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか 1 人及びその親族その他の特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数(現在数)の 3 分の 1 を超えて含まれることにならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

### (任期)

第 14 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第 12 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

### (報酬)

第 15 条 評議員は、無報酬とする。

- 2 評議員には、職務の執行に要する費用の支払をすることができる。

## 第 5 章 評議員会

### (構成)

第 16 条 この法人に評議員会を置く。

- 2 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

### (権限)

第 17 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 長期借入金の承認
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

### (種類及び開催)

第 18 条 定時評議員会は、毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合には、臨時評議員会を開催することができる。

### (招集)

第 19 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

### (議長)

第 20 条 評議員会の議長は、当該評議員会において、出席評議員の中から選出する。

### (決議)

第 21 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事及び監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 25 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

#### (決議の省略)

第 22 条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、議決に加わることができる評議員の全員が提案された議案につき書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その議案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

#### (報告の省略)

第 23 条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

#### (議事録)

第 24 条 評議員会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 6 章 役員等

#### (種類及び定数)

第 25 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6 名以上 10 名以内
  - (2) 監事 3 名以内
- 2 理事のうち 1 名を理事長とし、もって一般法人法上の代表理事とする。
- 3 理事長のほか、必要に応じ、常務理事を 1 名置くことができる。
- 4 前項の常務理事をもって一般法人法第 197 条において準用する第 91 条第 1 項第 2 号の業務を執行する理事とする。
- 5 この法人の理事のうちには、理事のいずれか 1 名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることにはならない。
- 6 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

### (役員を選任)

第 26 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

### (理事の職務及び権限)

第 27 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 理事長及び常務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

### (監事の職務及び権限)

第 28 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

### (役員任期)

第 29 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 25 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

### (役員解任)

第 30 条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、第 21 条において定める評議員会の決議により、当該役員を解任することができる。

- (1)心身の故障のため職務を執行することができないと認められたとき。
- (2)職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

### (役員報酬)

第 31 条 理事及び監事は無報酬とする。ただし常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、職務の執行に要する費用の支払をすることができる。

### (顧問)

第 32 条 この法人に顧問 2 人以内を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者又はこの法人に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の運営に関して理事長の諮問に答える。
- 4 顧問の任期は、第 29 条第 1 項の規定を準用する。
- 5 顧問は、無報酬とする。

## 第 7 章 理事会

### (理事会の構成)

第 33 条 この法人に、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### (権限)

第 34 条 理事会は、次の事項を決議する。

- (1) 評議員会の招集に関すること
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職
- (4) 重要な財産の処分及び譲受け
- (5) その他この法人の業務執行の決定

### (種類及び開催)

第 35 条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会とする。

- 2 定時理事会は、毎事業年度 2 回開催する。

### (招集)

第 36 条 理事会は、理事長がこれを招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する者は、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、理事会の日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の経路を経ることなく開催することができる。

### (議長)

第 37 条 理事会の議長は、理事長とする。

- 2 理事長に事故又は支障があるときは、常務理事が議長となる。
- 3 理事長、常務理事のいずれかにも事故又は支障があるときは、その理事会において出席した理事の互選によって定める。

### (決議)

第 38 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

### **(決議の省略)**

第39条 理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、議決に加わることができる理事の全員が提案された議案につき書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その議案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

### **(報告の省略)**

第40条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第27条第4項の規定による報告については、適用しない。

### **(株主等としての権利の行使)**

第41条 この法人が有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を要する。

### **(議事録)**

第42条 理事会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し又は記名押印する。

## **第8章 賛助会員**

第43条 この法人に賛助会員を置くことができる。

2 この法人の趣旨に賛同する個人又は団体を会員とすることができる。

3 その他会員及び会費に関して必要な事項は、理事長が理事会の議決を得て、別に定める。

## **第9章 委員会等**

第44条 この法人の事業に円滑な運営を図るため、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事会において選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める委員会規則によるものとする。

## **第10章 事務局**

第45条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、理事会の承認を得て理事長が任免する。

4 前項以外の職員は、理事長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は理事会で定めるところによる。

## **第11章 定款の変更及び解散**

### **(定款の変更)**

第46条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第13条についても適用する。

#### (解散)

第47条 この法人は、一般法人法第202条に規定する事由及びその他法令で定められた事由により解散する。

#### (公益認定の取消し等に伴う贈与)

第48条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該認定取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

#### (残余財産の帰属)

第49条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であつて租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第12章 情報公開と公告

#### (帳簿及び書類等の備付け及び閲覧)

第50条 この法人は、次の各号に掲げる帳簿及び書類等を主たる事務所に備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事、監事、評議員の名簿
- (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (5) 理事会及び評議員会の決議が省略した場合の同意書
- (6) 役員等の報酬規程
- (7) 各事業年度に係わる計算書類及び事業計画書、収支予算書
- (8) 資金調達及び設備投資に係わる見込み記載した書類等
- (9) 各事業年度に係わる計算書類及び事業報告書並びにこれらの付属明細書
- (10) その他法令で定める帳簿及び書類

2 帳簿及び書類などの備置き期間並びに閲覧については、理事会の承認を受けた情報公開規程に定めるものとする。

#### (公告)

第51条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第13章 補則

#### (委任)

第52条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 附 則

この定款は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 4 条の認定を受けた日から施行する。